

関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社
「(仮称)和歌山県沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和5年9月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)和歌山県沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 和歌山県日高郡美浜町から西牟婁郡白浜町にかけての沖合
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出力 : 最大1,000,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和5年 6月30日
環境大臣意見受理	令和5年 9月14日
経済産業大臣意見	令和5年 9月25日

問合せ先: 電力安全課 一ノ宮、中村
電話03-3501-1742(直通)

関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社
「(仮称)和歌山県沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他の事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、本事業と当該風力発電事業による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価手続中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 最新の知見等の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等からの助言を踏まえ、適切に実施すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域は周辺に複数の地方公共団体が位置する海域であることを踏まえ、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と、調整を十分に行った上で、関係する地方公共団体を適切に選定し、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、ノスリの秋の渡りの集結地、ウミネコ等の海鳥の繁殖地が存在している可能性があり、想定区域及びその周辺は、サシバ、ハチクマ等の希少猛禽類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等によるこれら鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 海生生物等に対する影響

想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省）に抽出されていることに加え、想定区域周辺の沿岸部において藻場が分布していることから、本事業の実施により藻場や海生生物等への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場や海生生物等の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による藻場や海生生物等への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場等の改変を回避又は極力低減するとともに、環境保全措置を講ずることによ

り藻場や海生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された吉野熊野国立公園が位置し、当該国立公園の利用施設に位置づけられている「千畳敷園地」、「三段壁園地」、「千里の浜園地」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該国立公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。